

コラム VOL 3 ～新型コロナと特許～

令和2年5月7日

あぼろ法律事務所

ー弁護士のランチミーティングにてー

弁護士A 「先日、新聞を読んでいたら、新型コロナウイルス感染症のワクチンや治療薬について、これに関する特許権を制限しようとする動きがあるみたいだね。」

弁護士B 「新聞に強制実施権って書かれていたものですね。日本でも裁定通常実施権という同様の制度がありますよ。」

弁護士A 「ふーん。でも無理矢理実施権なんか認められちゃったら、特許権を持っている製薬会社はたまったもんじゃないんじゃない？」

弁護士B 「それはそうですね。しかしコロナの問題は人命にかかわるので、製薬会社の利益と人命とのバランスが問題になるんでしょうね。日本では今まで強制実施権が認められたって話は聞いたことがありません。」

弁護士C 「製薬会社の利益が軽視されることで開発意欲がなくなると、長期的には国民全体の不利益になるでしょ～。」

弁護士A 「仮に、強制実施権が認められたって新聞に書かれてて、その記事を読んだ人が勝手にワクチンを作ったらどうなるの？」

弁護士B 「実際には無条件で勝手に作っていいってことでなく、いろいろ条件があるでしょうから、まず特許権者に確認すべきでしょうね。新聞記事を鵜呑みにして無過失ということにならないでしょうから。」

弁護士A 「ところで、コロナのワクチンについて特許って取得できるの？」

弁護士B 「要件さえ満たせば取得できますよ。すでに特許出願している会社はあるようですし、もしかしたらもつといっぱいいるかも知れません。そして、特許を取得すること自体はある意味それほど難しくないと思います。でも、その特許が本当にコロナに有効なのか、事業として成り立たせていくことができるか、そういうことの方が実際は難しいような気がします。」

弁護士A 「でもコロナに有効なワクチンを開発するのって、一人じゃできないんじゃない？どうしてもいろいろな人の知見や研究、協力が必要になるでしょ。どうやって発明者を決めるの？」

弁護士B 「抽象的には当該発明に実質的に関与した人が発明者となります。で

も、現実的には特許出願の願書に記載された人が発明者になるんでしょうね。トートロジー的ですが。」

弁護士C 「要するにあれでしょ。願書に記載された人は発明者でない！と主張したいなら、そう主張したい人が、その発明者は開発に本当は関与していないんだ！実際は自分が開発したんだ！ってことを証明しなきゃならんのでしょ。」

弁護士B 「そうですね。なので願書に記載された人が発明者でないことを立証するのは結構難しいですね。」

弁護士A 「じゃあ、とりあえず何かしら発明できたんなら、すぐに自分の名前を願書に記載して出願した方がいいってことなんだね。」

弁護士B 「そう思います。ただ、出願するのもタダじゃないんで、出願費用との見合いとなると思いますが。」

弁護士A 「会社の研究者や大学の教授は自分の部下や助手に開発を手伝わせることも多いと思うんだけど、それって誰が発明者になるの？」

弁護士B 「一概には言えませんが、その研究者や教授は部下や助手に指示して開発してるので、言い方は悪いですけど、その部下や助手は手足に過ぎないという考え方からすると、その研究者や教授だけが発明者になります。逆に、その部下や助手が独自に工夫したり、その指示を飛び越えて研究したりして開発に貢献することもあり得ますので、この場合はその部下や助手も発明者になります。」

弁護士A 「あくまでケースバイケースのようだね。もし当事者が納得できないようなことがあれば、我々専門家の出番になるだろうね。」

弁護士C 「でもまあ特許、特許って言うけど、独禁法の問題を忘れないようにしないとね。」

弁護士B 「確かに知財ばかり見て独禁法の問題を忘れることには注意が必要と思います。」

弁護士A 「独禁法の問題を話し出すと長くなるので、また今度にしようか。」